

2018年8月1日

各位



エール少額短期保険株式会社

〒104-0043

東京都中央区湊2-2-8 CKビル4階

エール少額短期保険株式会社

フリーダイヤル：0120-888-727

(平日9:00~17:00)

## 商品改定のお知らせ

このたび、当社商品「弁護士保険」について商品改定を行いました。つきましては以下の通り改定内容をお知らせ申し上げます。

ご不明な点やご質問等ございましたらフリーダイヤル：0120-888-727（平日9:00~17:00）までお気軽にお問合せください。

記

### 1. 商品改定の主な内容

- 不担保期間の設定がある一部のトラブルについて不担保期間を撤廃  
責任開始日後1年以内に生じた次のトラブルについて補償対象外とする取扱いを撤廃し、  
保険金の支払対象にすることとしました。  
<不担保期間を撤廃するトラブル>
  - 労働・勤務に関する事件
  - 賃貸借契約に係る事件
  - 差止め・保護命令・禁止・停止の請求に係る事件
- 保険金の支払対象となる法務費用の範囲を拡大  
特定社会保険労務士に対して支出した費用についても保険金の支払対象に追加し、法務費用の範囲を拡大しました。

### 2. 商品改定の適用日

- 2018年8月1日

### 3. 既契約への適用

- 商品改定の適用日以前のご契約についても責任開始日に遡及して商品改定内容が適用されます。
- 本改定はお客様利便の向上を目的とした普通保険約款の有利変更であり、本改定により契約者に不利益となる事項はございません。

以上